

## 第9回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時：平成23年2月8日(火) 午後4時30分～午後6時10分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 会議室「千鳥・海鷗」

3 出席者：

(1) 委員

稲垣総一郎委員、鶴澤富士夫委員、岡村裕之委員、小川善之委員、木村琢磨委員、  
國松憲子委員、清水佳寿子委員、多賀谷一照委員、中曾根玲子委員、星野潤子委員

(2) 事務局

今井総務局長、志村総務部長、竹川政策法務課長、若菜市政情報室長、  
安部主査、永野主任主事

(3) 実施機関（都市局都市部宅地課）

河野都市部長、中山宅地課長、上菌宅地課長補佐、青木宅地課企画調査係長、  
半沢主任主事、阿部主任主事

4 議 事：

(1) 会長及び副会長の選任

(2) 報告事項

ア 千葉市個人情報保護条例第7条第4項の規定に基づく報告

イ 平成21年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

(3) その他

5 会議経過：

(志村総務部長) それでは定刻となりましたので、ただいまから、第9回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、総務部長の志村でございます。よろしくお願いたします。

なお、本日の会議は、千葉市情報公開条例第25条の規定により、公開としておりますので、御承知おきください。

さて、本日は、昨年4月1日付けで委員をお願いいたしました皆様によりまず初めての審議会でございます。これから、今年度、それから来年度の2か年、よろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります前に、委員の皆様並びに事務局職員を紹介させていただきますと思います。

はじめに、委員の皆様を窓側の方から御紹介させていただきます。

稲垣総一郎委員でございます。

(稲垣委員) 稲垣です。どうぞよろしくお願ひします。

(志村総務部長) 鵜澤富士夫委員でございます。

(鵜澤委員) 鵜澤でございます。よろしくお願ひいたします。

(志村総務部長) 岡村裕之委員でございます。

(岡村委員) 岡村でございます。よろしくお願ひします。

(志村総務部長) 小川善之委員でございます。

(小川委員) 小川でございます。よろしくお願ひします。

(志村総務部長) 木村琢磨委員でございます。

(木村委員) 木村です。よろしくお願ひいたします。

(志村総務部長) 國松憲子委員でございます。

(國松委員) 國松です。どうぞよろしくお願ひいたします。

(志村総務部長) 清水佳寿子委員でございます。

(清水委員) 清水です。よろしくお願ひします。

(志村総務部長) 多賀谷一照委員でございます。

(多賀谷委員) 多賀谷でございます。よろしくお願ひします。

(志村総務部長) 中曾根玲子委員でございます。

(中曾根委員) 中曾根です。よろしくお願ひいたします。

(志村総務部長) 星野潤子委員でございます。

(星野委員) 星野です。よろしくお願ひいたします。

(志村総務部長) ありがとうございます。続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。今井総務局長です。

(今井総務局長) 今井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(志村総務部長) 竹川政策法務課長です。

(竹川政策法務課長) 竹川です。よろしくお願ひいたします。

(志村総務部長) 若菜市政情報室長です。

(若菜市政情報室長) 若菜でございます。よろしくお願ひいたします。

(志村総務部長) 安部主査でございます。

(安部主査) 安部でございます。よろしくお願ひいたします。

(志村総務部長) 永野主任主事でございます。

(永野主任主事) 永野です。よろしくお願ひいたします。

(志村総務部長) 以上でございます。

ここで、今井総務局長より、ごあいさつを申し上げます。

(今井総務局長) 委員の皆様方には、大変お忙しい中、情報公開・個人情報保護審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、このたびは、当審議会委員の就任につきまして、快くお引き受けいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

さて、本市の情報公開制度、そして、個人情報保護制度がスタートいたしましてから15年ほどたつわけでございますが、この間、市民の皆様の情報公開や個人情報保護への関心が高まる一方、新たな課題も発生してきているところでございます。

この審議会では、委員の皆様方の専門的な見地から御審議いただきたいと思っております。

簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(志村総務部長) それでは、この後、議事に入ることとなりますが、まず、会長及び副会長の選任という形になります。会長及び副会長の選任までの間、総務局長が仮の議長を務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(今井総務局長) 座ったままで失礼いたします。

それでは、会長及び副会長が選任されるまでの間、仮の議長を務めさせていただきます。

まず、定足数でございますが、本日は全員おそろいでございますので、情報公開・個人情報保護審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立いたしておりますことを御報告いたします。

### 議事(1) 会長及び副会長の選任

(今井総務局長) それでは、議事の1番でございますが、会長及び副会長の選任でございます。

千葉県情報公開・個人情報保護審議会設置条例第5条第2項の規定によりまして、委員の皆様との互選で会長及び副会長を選出していただくこととなっておりますが、この件につきまして、いかがでしたらよろしゅうございましょうか。

國松委員さん。

(國松委員) 前期に引き続きまして、稲垣委員に会長を、そして、中曽根委員に副会長をお願いしたいと思います。

(今井総務局長) ただいま國松委員さんから、稲垣委員さんに会長を、そして、中曽根委員さんに副会長をとる御提案がございましたが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

(今井総務局長) 異議がないということでございますので、それでは、稲垣委員さんに会長を、そして、中曽根委員さんに副会長をお願いしたいと存じます。

それでは、会長席、副会長席へ席の御移動をお願いしたいと思います。

それでは、ごあいさつをお願いしたいと存じます。はじめに稲垣会長さん、お願いしたいと存じます。

(稲垣会長) ただいま会長に選任されました稲垣でございます。

何年か前に多賀谷先生がずっと会長をされていたのですが、NHKの要職につかれるということで、その後をさせていただいて、現在に至っております。まだまだ不慣れでございますので、皆様方の専門的な知識等で補っていただいて、議事を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(今井総務局長) ありがとうございます。それでは、中曽根副会長さん、お願いいたします。

(中曽根副会長) ただいま副会長に選任されました中曽根です。

私も行政法の専門ではございませんので、この中に専門の先生がいらっしゃる、また、いろいろ御経験も豊富な方々がたくさんいらっしゃる中で、こういう役職にということで大分ちゅうちょはしておりますけれども、前期に引き続きというお話でしたので、お引き受けをいたしたいと思っております。

この審議会の意義というものも、また審査会とは違いまして、大局的に皆様の御意見をお伺いする、非常に貴重な会だと思っております。皆様のお力添えをいただきまして、何とか任期を全うしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(今井総務局長) ありがとうございます。

それでは、これからの議事につきましては、稲垣会長さん、どうぞよろしく願いいたします。

## 議事(2) 報告事項

### ア 千葉県個人情報保護条例第7条第4項の規定に基づく報告

(稲垣会長) それでは、引き続き議事を進行させていただきます。

「千葉県個人情報保護条例第7条第4項の規定に基づく報告」を議題といたします。

では、実施機関を入室させてください。

平成22年10月18日付けの報告書が出ていますが、これについての御説明をお願いします。

(安部主査) それでは、まず、事務局から、これから行われます報告の趣旨につきまして御説明申し上げます。

本日、お手元にお配りさせていただいている白い冊子が4冊ございますが、そのうち、緑の付箋が付してあるもの、「個人情報保護事務の手引その1(逐条解説編)」というものがございます。この緑色の付箋を付してあるページ、こちらをお開きください。

恐縮ですが、掛けさせていただきます。

44ページとなります。44ページは、個人情報保護条例第7条第3項の規定でございます。第7条第3項といたしまして、収集する内容の制限、この規定がございます。「実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。」とございます。そして、1号といたしまして「法令等に定めがあるとき」とございます。次に、2号といたしまして、「個人情報を取り扱う事務の性質上、当該個人情報が必要不可欠であると認められるとき」とございます。本件は第2号に該当いたします。そうしますと、この下の方に解釈というのがございまして、第2号関係というのがこの44ページの一番下から45ページの方でございます。

そこで、45ページを御覧いただきたいと存じます。

個人情報を取り扱う事務の性質上、当該個人情報が必要不可欠であるとはどういうことかということでございます。「個人情報を取り扱う事務の趣旨、目的等を考慮し、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報の収集が、当該事務の目的を達成するためには欠くことができず、他に代替することができないことをいう」とございます。そして、その下に運用がございまして、第2号に該当するとして、「宗教等の個人情報を収集したときは、事後にその旨を審議会に報告しなければならない」というふうに書いてございます。これは第4項の規定であるというふうでございます。

そこで、次のページをごらんいただきたいと存じます。

第4項、内容制限の収集の報告でございます。実施機関は、前項、第3項に規定する個人情報、宗教等の個人情報でございますが、これを同項第2号の規定により収集したとき

は、遅滞なく、その旨を審議会に報告しなければならないとございます。

そして、次に、48ページ、第5項のところを御覧いただきたいと存じます。

内容制限の収集に対する意見でございます。「前項の規定による報告があった場合は、審議会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し意見を述べることができる」というふうでございます。今般、都市局都市部宅地課において、宗教に関する個人情報を収集した事務がございましたので、これにつきまして報告し、審議会からの御意見を必要に応じちゅうだいするというものでございます。

それでは、実施機関の方でよろしく申し上げます。

(河野都市部長) 都市部長の河野でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告事項のアの「千葉市個人情報保護条例第7条第4項の規定に基づく報告」について、説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

本市では、市街化調整区域における無秩序な市街化の防止を図るために、都市計画法に基づく開発規制を行っているところです。このたび、市街化調整区域内に寺院を建築するというところで、開発許可の申請があり、この審査に必要な個人情報の収集を行いました。

この収集した個人情報は、千葉市個人情報保護条例第7条第3項の宗教に関する個人情報に該当するため、同条第4項の規定に基づき当審議会に報告するものでございます。

詳細につきましては、宅地課長より説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

(中山宅地課長) 宅地課長の中山です。座って説明させていただきます。

本件は、平成21年12月11日に宗教法人が市街化調整区域に寺院を建築する目的のために開発許可申請を審査するために、宅地課において、「申請地から半径1キロメートル以内の市街化調整区域内に居住する信者の分布図」と54戸分の信者名簿の収集を行ったことについて、千葉市個人情報保護条例に基づき報告するものでございます。

皆さんのお手元にある、資料2の報告書を1枚めくっていただきますと、審議資料が出てくると思いますが、それに基づき説明させていただきます。

まず、報告事項は、「周辺に居住する信者に係る個人情報の収集について」でございます。

2番目の個人情報を取り扱う所管については都市局都市部宅地課でございます。

3点目の個人情報を取り扱う事務の名称及び目的につきましては、名称が社寺仏閣等に係る開発行為等許可事務、目的としましては、市街化調整区域における社寺仏閣等に係る開発行為等について規制を行うことにより、市街化調整区域の無秩序な市街化の防止を図ることとございます。

4点目の個人情報の対象者の範囲といたしましては、信者、宗教法人に属する信者のうち、申請地を中心とした半径1キロメートル以内の市街化調整区域に居住する者でございます。

5点目に、個人情報の収集先及び収集する個人情報の項目、収集先については、申請者である宗教法人、項目といたしましては、1つ目として申請地を中心とした半径1キロメートル以内の市街化調整区域内に居住する信者の住居の分布図、それから、2つ目としてその分布図に対する信者の住所及び氏名、これが信者名簿となります。

続きまして6の情報収集方法についてですが、ここに絵がかいてあると思いますが、まず、市役所が申請者である宗教法人に対して、信者の分布状況が審査基準に適合している

かどうかについて確認を行うために、信者名簿の提出を求めました。その信者名簿というのは、一般にこの寺が持っている信者名簿の全部ではなくて、当然ながら、市街化調整区域1キロ以内に住んでいる信者の名簿になりますので、申請者が持っている信者名簿の中から該当する信者を抽出して、市の方に提出してもらったということでございます。以上が情報収集方法でございます。

7点目の収集を行う理由についてですが、開発行為等の許可の審査を行うに当たり、必要不可欠な情報であるためでございますが、その考え方としましては、1つ目として、開発許可の制度運用指針によるということ、次のページをめくっていただくと、これが国土交通省の総合政策局長通知でございまして、これが全国の都道府県、政令市等にばらまかれております。その内容としましては、開発許可運用指針によると、社寺仏閣に係る開発行為の許可の可否については、当該市街化調整区域及びその周辺の地域における信者分布、その他に照らして判断する旨が規定されているということでございます。

ここで、その周辺とは、どのぐらいを言うのだということについてですが、これは本市においても千葉県の実用基準が適用されていたときからでございますが、申請地から1キロ以内として取り扱っております、本市が政令市になってからも、県と同じように周辺は1キロ以内とするということにしております。

2つ目として市街化調整区域において、宗教活動の施設に建築が認められているのは、当該施設がその周辺に居住している信者の日常の宗教生活に必要な施設である場合に限られることから、相当数の信者が実際に居住していることを確認する必要がある。このことを確認するために、信者の住居の分布図を収集することが必要であること。このことについては、先ほど指針がありましたが、その次のページのところに、千葉市開発審査会付議基準というものがございます。その中に半径1キロメートルの範囲で200人以上又は50戸以上の信者が居住していること。50戸とはどういうふうに数えるかと、世帯という考え方をしております。50世帯と考えてください。そこで、54世帯分の信者名簿を提出させたということでございます。

少し雑駁な説明になりましたが、どうぞよろしくお願いたします。

(稲垣会長) どうもありがとうございました。

今の御説明に対して、皆さん、御質問等ございましたらお聞きしたのですが。

では、私の方から先にちょっと聞いてよろしいですか。法令に基づく例外ではなくて、必要不可欠であるということによってやっているという、基本的にはそういうことですね。必要不可欠の根拠としては指針があるということだけですか。指針があるから必要不可欠だということですか。

(中山宅地課長) 単刀直入に申し上げますとそういうことになりますけれども、市街化調整区域というのは、もともと建築物が建てられないのが原則です。しかしながら、市街化調整区域といえども、集落があり、そこに寺院とか、色々な宗教をやっている方がいらっしゃいますので、その集落で必要な宗教的施設については、都市計画法が制定された当初から、建築を認めてもよいということで、この指針は出されております。そこで、その取扱いについて、県の運用基準が適用されていたときに、市としても同様に扱うようにということで、県からお達しを受けておりまして、現在も継続しているというところでございます。

(稲垣会長) 指針だけが根拠になっていますか。

(中山宅地課長) そうです。

(稲垣会長) 必要不可欠は具体的に考えていないのですか。

(中山宅地課長) 具体的に。

(稲垣会長) 指針というのは法律じゃない。先ほどおっしゃったように、法令の規定だからやっているのではなくて、必要不可欠だからやるということでしょう。指針に書いてあれば必要不可欠といったものではないでしょう。必要不可欠の根拠を教えてください。

(多賀谷委員) ちょっとよろしいですか。これはもともと、市街化調整区域の中は基本的にこのような建物を建ててはいけないけれども、従来から土着の信仰とか、そこに前からそういう神社とか仏閣みたいなものがあるわけですね。それについては、当然それをつぶせというわけにいかないですから、それを認めてきたわけですが、ただ、ちょっと背景をお聞きしたいのですが、この宗教法人の固有名詞を言うか、言わないか、そちらの方の御判断に任せますけれども、通常理解では、このような仏閣は、こういうような宗教組織は従来からあるものだった。改築の申請が出てくるのがせいぜいだったんですよ。これは新設の請求であるということでしょうかね。全く新しい。

(中山宅地課長) そのとおりでございます。新しいものでございます。この基準は新たにきた宗教法人が、寺院やキリスト教の教会等を建てるための基準とも言われているのです。つまり、昔からそこにあった宗教法人の施設はもともとあるけど、新たにきた宗教法人のものはないだろうと。信者はいるけど、集会所も何もないじゃないか。だから、建てる必要があるという考え方がございます。

(多賀谷委員) でも、要するに、そこに新しく建てるということは、新たにそこに、そういう信者の方々が集団して移住でもしてきたのでしょうか。それとも、前からの方々がいらっしゃるんですか。

(上菌宅地課課長補佐) 宅地課長補佐の上菌でございます。

基本的には、申請者は、宗教法人として認証を受けている法人ということになります。今回の申請者は東京都で既に認証を受けているが、千葉県でも認証を受けたいということで、宗教法人としての認証申請の手続きをしている中での開発許可申請でございます。したがって、東京都では既に宗教法人であったということです。

今の新たにきた宗教法人についての話でございますけれども、それについては、まず、認証を受けている宗教法人であるかどうか、千葉県でも受けるつもりがあるかどうか、そこが問題となります。そして、認証を受ける条件については、これは宗教法人法の関係なのですが、信者が既にいることというのがございます。また、その他に、既にそこで活動をしていること、そして宗教的施設があることとなっております。したがって、本件の開発許可申請は、認証を受けるために宗教的施設が必要となることから、なされたものということになります。

今後、千葉市でどうするかについては、新規の宗教的施設の建築を認めないとするのも可能であり、平成12年から開発許可事務が自治事務に変わりましたので、実際にこれを認めていない自治体が政令市の中にもあります。ただ、私どもとしては、過去の国の通達、昭和57年の通達から内容は変わっていないのですが、国から分布図で判断しろとい

うこともありますし、先ほど課長が説明しましたとおり、この都市計画法ができたときから、神社仏閣については認めるべきであるという通達もありますので、今のところ千葉市では、認める方向で審査基準をつくっております。

審査基準というのは、先ほど会長さんから御質問がありましたけども、行政手続法では法令の解釈基準であり、私どもは自治事務として許可をしておりますので、ここの都市計画法の34条14号に関する千葉市独自の解釈基準であると考えております。その流れについては、国からの通達や運用指針に従って行っておるものであると、そういうことでございます。

(多賀谷委員) その神社仏閣をつくるか、つくらないかというのは、我々の権限ではないわけですが、開発審査会の方としては、ほかの自治体でもその意見が分かれている、方針は分かれているが、千葉市としては、そういう新しい宗教法人がつくる仏閣を認めよう。ただ、市街化調整区域ですから、市街化区域に本来は建ててほしいわけですね。市街化調整区域にそういうものをつくるということが、要するに、都計法の例外として許されるかどうかという、そのこととの関係で個人情報を集めてもいいかということですね。これは、多分私の理解するところでは、この運用方針は個人情報保護制度ができるよりはるか前に、多分個人情報の保護というようなことは考えない時代につくられていたわけでしょうから、それを今もって、これに対してやるのか、それとも、個人情報は集めない形で、この都計法上の例外というものを認めるかどうかの判断をすべきかということについて、我々としてどういう意見を言うかという、そういう話だと思うんです。

(稲垣会長) 今、多賀谷さんがおっしゃったとおりなんですけど、結局、これは法令に基づくのではなくて、必要不可欠でやったのでしょ。必要不可欠とする具体的な理由を知りたいんです。こういう点で必要不可欠だと。この信者の分布がわからないと何ができないのか、そこを知りたいなと思うんですけど。国の権限ではなく、県知事の権限で政令指定市に下りるものですから、国の通達は何の基準にもならないと思うんですよね。参考にするというだけで。

(多賀谷委員) だから、実際、どの程度、信者がそこにいらっしゃるか。

(稲垣会長) そうです。この信者がいることが。

(多賀谷委員) 要するに、多分新たに信者になった方がそこにたくさんいるというふうに主張しているわけですね。

(稲垣会長) いるか、いないかが、どうしても必要不可欠なんだという具体的な必要性、それを聞きたいなと思うんですけどね。国の通達があるからというのではなくて、そういう質問です。

(中山宅地課長) この件については新しい寺院ですが、その寺院の信者が、既にその周辺に相当数いらっしゃるということです。この中では1キロ以内に50世帯、200名という形で、うちの運用の中では規定をしておりますが、そういう信者がいらっしゃるので、その信者のために寺院を建築したいということの申請です。

(多賀谷委員) 要するに、遠くからそこへやって来るというのだったら、わざわざ市街化調整区域につくらせる必要はない。市街化調整区域につくるのだったら、その周辺にいらっしゃる方が不便だからといいますか、その周辺にいらっしゃる方の日常的な必要性ということで、そこにつくらせる。その場合には、付近にある程度、居住しているというこ



とがわかっていなければ、千葉市としても例外を認めるわけにはいかないという面がある。それが個人情報をこういうふうに把握するかどうか、別の方法でやるかということは、またもう一つの議論でしょうけど。

(稲垣会長) 私もそういうことかなと思ってはいるのですが、相当具体的な御説明をいただかないと、指針があるから、もうそれでというのでは、ちょっと意味がずれているのではないかなと思うんですね。こういう必要性があるのだということの説明をいただく必要がある。今、多賀谷さんがおっしゃったのも一つの説明だと思うんですね。

(小川委員) これは隠れた問題があると思うんですね。実は私の地域でもお墓の問題で非常にもめまして、そこで、条例改正を行い、墓はやたらにはできなくなったんですよ。しかし、寺院がある場合は、その寺院の周辺であれば、信者用の墓地等であればできますよということなんです。今、私、大草のすぐそばに住んでいるのですが、大草ではあちこちに墓地開設反対ののぼり旗が立っているんですよ。墓地は来ないでくれと書いてあるんですよ。だから、このお寺が墓地をつくることを目的としてお寺ができていくという可能性があるわけですよ。そうすると、地域としては、社寺仏閣はそれほど拒む迷惑施設ではないけれども、それにお墓が付いてくるとなると、また話は別だよと。社寺仏閣を許せば墓ができてしまうと、こういうことで反対が強いと思うんです。そうすると、極端に言えば、宗教団体は利益が出るとなれば、各一戸一戸に行って、表向き信者になってくれ、聴かれた場合には信者ですよと言ってくれと。信者かどうかというのは実際にはわかりませんが、答えればいいんですから。そうやってお金を使って何人かを信者ということにすることもできるわけですよ、実際問題としては。こういった問題があると、これは非常に厄介だなというのが私の考え方なんですけど、いかがなものでしょうか。

(中山宅地課長) 墓地建設の問題を聞かれたのですが、本件でも同じような問題が当然ありました。しかしながら、今は寺院があれば墓地はすぐ造れるというお話も確かにそのとおりですが、寺院を新規に建てなくとも、千葉市内の市街化区域に小さな寺院でもあれば、墓地の建設は可能です。

(小川委員) 条例が変わってできなくなったはずですよ。

(稲垣会長) 必要不可欠として実施機関がやっていることについて、この審議会として本当に必要不可欠なのかと。それはもっともだということか、いや、必要不可欠ではないのではないかと、その意見を求められたわけです。多賀谷先生がおっしゃったように、信者が近くにいるとすれば、それは不便だからということで、禁止の解除ですね。ですから、禁止されているものを恩恵的に解除するのだから、それにはそれなりの必要性がある。それでやっているのだったら一つの考えだと思うので、それが不可欠かどうかという問題です。

(多賀谷委員) 要するに、宗教法人は信者がたくさんいますと言っていると。それで、そこに例外を求めるということはあり得るわけですが、しかし、それはどの程度いるかというのは本当はわからないわけですよ。その意味で、これを調べたいというのはわかるんですが、しかし、ある意味においては、これはそういう新興宗教に対する制限的な意味がある程度あるんですかね、恐らく。

(稲垣会長) その関係で、収集の仕方も後でお聞きしたいと思うんですが、ちょっと話がずれますけれども、この資料では、分布図と住宅図を突き合わせてということになって

いますが、実際に名簿に掲載されている人に確認はしないのですか。

(中山宅地課長) 居住しているかどうかにつきましては、住民票とか現地調査をいたしました。ただ、個人にその信者であるかどうかの確認につきましては、これまた個人情報の問題が発生しますし、周辺の住民に分かってしまう等の問題があるため、行っておりません。

(稲垣会長) 結論として確認はしていないわけですね。名簿を出された、それをうのみにするというだけなんですね。

(中山宅地課長) 住民票と現地調査で確認しました。

(稲垣会長) そういう問題ですよ。地図に載ってれば間違いないねというだけですね。その程度だと、そんな程度の調査が、これが必要不可欠かという逆の議論もあると思うんですね。それが調査と言えるのかという、こういう敏感な問題についてですね。

(多賀谷委員) 聞くわけにもいかないでしょうね。

(稲垣会長) だから、そこはちょっと問題だなと逆に思っているんですよ。その程度の調査しかしていないのに、何で不可欠なのという。不可欠だったらもっと調査しなければいけない。調査するのはちょっと怖いというか。信者であると装うことを頼まれる必要もないわけですよ。ただ名簿を出せばいいのであれば。

(小川委員) 反対運動している人たちがいて、そういう条例があるなら、きちんと役所は確認すべきだとか、こういう議論は必ず起きるはずですよ。名簿を業者が出したらそれをうのみにして、はい、そうですかといったら、幾らでもできてしまうのではないかと。そうしたら、あちこちに寺ができて、それにくっついてお墓もできてしまうのではないかと、こういう話になってくるから、やはり住民側からすれば、必ず裏を取ってほしいと、こういう話になると思います。

(稲垣会長) 問題点が一つ漏れているなと思うんですけども、個人情報収集の原則というのがあります。間接的に人から収集してはいけないということになっているんですよ。それは皆さん御存知ですね。その点についてはどういうふうクリアしたというお考えですか。本人に確認しないで、人の宗教を勝手に決めてしまっているのかという問題ですよ。

(若菜市政情報室長) 「個人情報事務の手引」の41ページをお開きいただけますでしょうか。

これは37ページの第7条第2項の収集先の制限ということで、その第2項の第9号に、前各号に掲げる場合のほか、千葉市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上、特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上、やむを得ないと認められるときと規定されておまして、その審議会の意見を聴いたものの表が41ページのものでございます。その41ページの上から2番目の3のところ、各種申請・届出等というのがあります。申請・届出等を受けるときに、当該申請者・届出者等以外の個人に関する情報を申請者・届出者等から収集する場合ということで、例外的にその理由として掲げているものがございますので、これに該当する場合については、一応本人から直接収集せずにできるというようなものでございます。

(稲垣会長) 審議会の事前の意見聴取が済んでおり、9号でもう認められていると。

(若菜市政情報室長) 類型化したものの中の一つとして当てはまるのではないかと思います。

ます。

(多賀谷委員) これは、住民の方の負担軽減、市民サービスの向上等々のために必要であるという、そういうことになるので、本件のような場合まで入るかどうか、ちょっと微妙なところがあるように思いますが。

(稲垣会長) 思いますね。要するに、手数を簡略化するためというのが本来の趣旨ですよ。その都度もらったのでは大変だからという。特にこういう宗教関係のことを、他人があの人は何教だとか言ったらそのままになってしまうという、不思議ですからね。本人が知らない間にそうってしまうというのは。この点について、皆さん。

(木村委員) どういう範囲でやっているのか、今、多賀谷先生がおっしゃったことと重なるのですが、これ、41ページの3の類型というのは、申請・届出等の法令上の要件として収集が義務づけられているものだったらわかるのですがけれども、本件の場合はそのような法令上の性格づけがなされていない、全く窓口あるいは担当部局の裁量的な判断の一環として情報を集めるということですから、この3のカテゴリーに当たるのかどうかというのは若干疑問なところがあります。が、ただ、いずれにしても、今回、この諮問をよしとすることになれば、審議会の判断を仰いだということになりますから、7条2項の9号で直接認められたということになると思いますので、。要望としては、その41ページのカテゴリーを余り広く解さない方がいいというのが私の意見です。ですから、諮問等も、7条4項のみならず、7条2項9号も含めて諮問をいただいたということであれば一番いいわけなんです。

(稲垣会長) 皆さん、ほかの御意見はどうですかね。木村先生の御意見のように、私もちょっと疑問がある、7条2項9号の類型3に既に入っているというのは、ちょっと幅を広げ過ぎかなという印象を受けるんですが。

(多賀谷委員) 9号は、事前に意見聴取を行うものでしょう。今回は事後の話です。

(稲垣会長) そうですね。

(多賀谷委員) 今後は事前にしてくださいと答申ですかね、木村さんの意見ですと。

(稲垣会長) そういう問題ですね。

(木村委員) 瑕疵の治癒ということ。

(清水委員) すみません、ちょっとお聞きしてよろしいですか。この名簿ですが、これは信者の方が自筆で書かれたような名簿なんでしょうか。それとも、その宗教法人の方が名簿としてまとめたものなんでしょうか。

(中山宅地課長) 宗教法人の方が名簿としてまとめたものです。既にある名簿の中から抽出されたものです。

(清水委員) それで、今回のこの申請のために、宗教法人が市に対して、名簿として出しますということを信者の方に説明しているのでしょうか。

(中山宅地課長) その様な同意をとってほしいと指導したのですが、当初はこの宗教法人が名簿を出すことについて拒否をしていましたので。しかし、審査基準に適合しないと許可できないということで、国へ照会する等のやり取りがあった中で、名簿を出さないと許可がもらえないということで、しぶしぶ提出したものです。

(稲垣会長) やっぱりそういう抵抗はありますよね。信者名簿は一番ね。

(清水委員) それが本当の名簿なのか、それとも、勝手につくったのかはわからないと

いうことですね。

(中山宅地課長) その点については、自筆で書かれた名簿を私が見ております。その中から該当するものを抽出してくれということで指導いたしました。提出された分は自筆で書かれた名簿に載っていたものでございます。

(清水委員) それと、もう一つ教えていただきたいのは、この1キロ以内の200人という数なんですが、そもそもこの宗教法人に信者という方がどれくらいいらっしゃる、その部分のうち、どれくらいがこの市街化調整区域にいらっしゃるか、あるいは、居住、住民票に基づくということでしたので、何年ぐらい前からそこにいらっしゃるのか、そういうことで日常的な宗教行為の必然性というところが考えられてくるのではないかと思います。数だけ出ればオーケーというような、そういう考え方なのでしょうか。

(中山宅地課長) 付議基準における200人又は50戸というのは、昔の1世帯当たり4人で計算していますので、50戸という話になっているのですが、この宗教法人のことを言えば、●●●宗の一派なので、信者は全国に1,000万人ぐらいいると思われま。それぞれ宗派がありますから明確なことは言えませんが、そんなに小さな宗教法人ではないと思われま。ただし、千葉県では活動はしているけれども認証を受けていなかったと、そういう宗教法人です。

古くから住んでいるかどうかについては、私がその一軒一軒を回って見たのですが、千葉市役所のマークがついていて、何があったのかと聞かれてはまずいなと、逆に差別につながるのではないかと思います。直接本人には当たらなかったのですが、家はみんな古い感じで、住民票の異動状況までは詳細を把握しておりませんが、ほとんどの方が古くから住んでいる方のように見受けられました。

(稲垣会長) それと、これ、法の34条14号ということですがけれども、その条文を見ると、ただ市街化を促進するおそれはないというような、それだけのことですよね。こんな詳しいことは何もないですよ。それとの関連性がよくわからない。ただ、そういった信者がいればいいだろうというのも一つだと思んですけどね。もうちょっと具体的な関連性を説明していただければと思います。

(中山宅地課長) 調整区域ですから、だから。

(稲垣会長) 調整区域は、その条文はもちろん正しいですよ、促進しないという。それと、この1キロ以内に何戸いたら促進しないとか、その関連性が、何でこれが不可欠なのかということがわからない。

(中山宅地課長) 34条の14号ですね。その基本的な考え方については、青木係長から説明します。

(青木宅地課企画調査係長) 宅地課の企画調査係長の青木と申します。よろしくお願ひします。

法34条14号は開発審査会の議を経た上で許可することができることを定めた基準ですがけれども、その条文は「周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認める開発行為」となっておりまして、そういうものについては、開発審査会の議を経れば許可してもいいですよという規定でございます。

この34条14号にどういったものが当てはまる可能性があるのかということを示しま

したのが、先ほど課長からも説明がありました、国土交通省が出しています開発許可制度運用指針でございまして、この中の類型の一つとして、社寺仏閣があるわけでございます。これは、市街化調整区域といえども、それなりの集落等がありまして、昔から住んでいる方もいますので、そういった方々が日常の宗教的生活の中で、周辺に宗教施設が欲しい、そういう必要性があるというときに、市街化調整区域だからだめですということになりますと、それは信教の自由とか、そういった観点から著しく不適當であろうという考えに基づいて、ある程度住民の中に信者がいれば、新たな宗教施設であっても許可してもいいというのが国土交通省の見解であります。千葉市も、それについては国土交通省の見解どおりに考えており、さらに、そういったものにより市街化を促進するおそれはないだろうと判断しているということでございます。

こういった理由で、宗教施設について認めるわけですが、こう言ったら語弊があるかもしれませんが、いわゆるカルト的な宗教団体とか、そういった類のものが、信者がいますと言うだけで進出できるということは避けなければいけない課題も生じます。単に信者の存在を自己申告するだけで認めるのではなくて、分布図や名簿を提出させることによって、本当は信者がいない宗教施設の建築を認めないための一定の抑止力とすることが必要であることから、これを提出させることは必要不可欠と言えるという判断で、提出を求めたものでございます。

(中山宅地課長) 会長さんの御質問に合っているかどうかわかりませんが、宗教法人に関して概要は大体このとおりなのですが、他にも市街化を促進するものではないという施設として認められているものはあります。例えば、農家分家といまして、農家の本家に対するものに対して分家があります。分家とは血族の6親等で、同居2年以上というのが必要となりますが、その人たちが分家をするために家を欲しいといった場合が挙げられます。

また、市や国が行う収用対象事業で、やむを得ず移転する場合や線引き前から建物が建っている場合なども認められております。

(稲垣会長) 結局、条文は、「市街化を促進しない」というだけですよ。それから、ここへいきなり飛躍があるのではないかということ。ただ促進しないだったら、この基準にも書いてあるように、宿泊施設を含まない、ただそれだけだったら、住居自体は新しく別に建てるだけなら、建築基準法というか、都市計画法42条か43条で、やっぱり許可に当たらないわけですから、今おっしゃったような分家住宅とか。そうすると、この基準の中で宿泊・休憩施設を含まないということで、お堂だけだったら、人口は一つも増えないわけですよ。それで足りるのではないかと思うんです。その点はどうですか。問題は、市街化を促進するか、しないかだけが法律の要件ですよ、条文を見ると。なぜ、この信者がいるか、いないかが必要なのか、信者の必要性が急になぜ出てくるのかがわからないということです。

(中山宅地課長) 信者の必要性というのは、あくまでも既に市街化調整区域に住んでいる信者たちが必要としているという、もともとの理由からでございます。

(稲垣会長) そうすると、この条文に言う促進するおそれがないかどうかという問題ではなくて、住んでいる人が使うならいいよという、そういう点でやっているということですか。条文はそんな基準ではないですね。住んでいる人が使うかどうかではなくて、促進するおそれがあるかないかですか。

(多賀谷委員) 要するに、信者が住んでいないところに宗教施設をつくと、結局、そこにほかのところから信者がやって来るわけです。それは基本的に市街化の方向に行ってしまうということだと思っただけです。今、信者要件が出てきているのは、市街化調整区域にも居住している人がいるわけですね。居住する人にとって必要不可欠な施設はつくりますよという、そういう議論が前提です。その要件自体はこの中に入っていると私は思うんですけども。

(上藪宅地課課長補佐) すみません。今、多賀谷先生にまとめていただいているような感じになってしまっているのですが、私の方としても、一般的に寺院を建築するということについては、市街化調整区域で市街化を促進するようなものでないと言えなくもないと思いますが、市街化区域において寺院を建築することが著しく不適當といえるために、市街化調整区域である申請地の周辺に、一定の信者の方々がいらっしゃるということを要件としているという状況です。

(小川委員) それで、その審査において、信者がいるかないかというのは、かなり大きな要素なんです。さっき課長が言ったように、エンドサービス、たとえば自動車修理工場を例に挙げれば、調整区域を通った車が壊れたときにそこで直すことができなかつたら大変だし、また、農家の車が壊れたときに直さなければならないわけであって、調整区域に全部できなくなったら大変なので、そういうものはオーケーですよとなっているわけです、法律は。そんな中で、お寺も、今言ったような形で理由にしてもいいんですけども、では、お寺でありさえすれば何でもいい、どんどん建ってしまうということになれば、信者がいてもいなくても、お寺という名前をつければどんどん建物が建ってしまうわけです。こういう格好をしているのがお寺と決まっているわけではないですから、いわゆる住宅を建てても、いや、これはお寺ですよと言われたら、それでも建ってしまうわけです。ですから、当然その信者がいるか、いないかということは、これはきちんと調べてやらなければならないことだと思っただけです。だから、これをやらなかつたら、地域にお寺を建てるときの反対運動なんかがあったときにどうにもならなくなってしまうので、これはぜひ調べてもらった方がいいなというふうに私は思います。

(稲垣会長) まとめると、現に住んでいる人たちの利便のため、市街化調整区域内でも、農業用のいろいろな施設等は認められるという要件になっていますよね。都市計画法自体に具体的には書いていないけれども、ともかく住んでいる人たちにとって必要不可欠のものは認めていこうというのが基本的な都市計画法の精神であると。幾ら人が集まってきたとしても、例えば、レストランは人が集まってくるけれども、新築を認めなければ、住居、住民は増えないですよ、レストランをつくっても、老人施設をつくっても。人が集まってくるということは、やっぱり利便性がその理由であると。これがこの条文に直接書いていないけれども、一応禁止の解除であるから、緩く考えるということでもいいんですかね。

(多賀谷委員) 開発審査会が認めるか、認めないかの話は、我々の権限の範囲外なんです。その話はやめて、要するに、この基準によって個人情報をごいう形で集めるかということについて、情報公開・個人情報保護審議会として、それを是とするか、それについて何か意見を言うかと。さっき、木村さんの言った意見は、今後は事後報告ではなくて、事前報告にしてほしいという意見で、それも一つの意見でしょうけども、そうなると、結構この審議会の開催回数をもっと増やさなくてはいけないことになってしまいますけれど、

そうすべきか、あるいは、ほかのあり方があるべきかについて、あるいは、もう一つ問題なのは、恐らくこの集め方が、どなたかがおっしゃったように、その宗教団体の方が持ってきた資料で、それが本当の資料かどうかを判断して、あるいは、場合によると、勝手に信者にされているかもしれないという、そこら辺の話はちょっと悩ましい形なので、それについてのお話をした方がいいと思うんですね。

(稲垣会長) そうですね。もう都市計画法の方の話はこれでわかったのですが、ここから先は、多賀谷さんがおっしゃったように、もう時代も変わってきて、基準の数値は多分かなり古いんだらうと思うんです。ですから、その時代と違ってきた状態で、それをそのまま従来の考えでいいのか、少し考え直す必要があるのではないかというのが、今、この一番の関心という話ですね。

(多賀谷委員) もう一つ、実施機関は名簿を持っていらっしゃるわけですよね。その名簿をその後どうするのかというのは、やっぱり我々の審議会として一番聞きたいことです。私は、本当は破棄すべきだと思うんですけども。

(稲垣会長) 管理状況についての御説明をお願いします。

(上藪宅地課長補佐) 本日名簿をお持ちしようかと思っていたのですが、ここは公開の場なので、問題があると思ひ、持ってきておりません。もし必要であれば、別の会議でお出しするつもりはあります。ただ、先ほど名簿の確認の話が出ましたが、この個人情報の問題が出る前に、実は過去に確認していました。今回は我々から電話確認はしてませんが、個人情報保護条例ができる前は、信者名簿に電話番号を書かせて、その電話番号でアトランダムにその信者であるかどうか確認していました。

(多賀谷委員) 電話をかけていたわけですね、昔はね。

(中山宅地課長) 今は、個人情報保護の観点から電話をかけるということはしておりません。

(多賀谷委員) あと、保存についてですが。

(稲垣会長) 名簿の管理をどうするか。

(中山宅地課長) 保存につきましては、公文書管理規則により、開発行為の工事完了後5年間保存することになっておりますから、厳重に管理職が管理をして保存しております。本件については、まだ工事が完了していませんが、工事完了後5年が経過したら廃棄処分するつもりでございます。

(稲垣会長) 管理関係で何か御意見はありますか。

(小川委員) 神社を建てるのは反対だという住民が仮にいたとすると、いや、200人信者がいると、だから、許可せざるを得ないと市側が言って、許可するとしますよね。そうすると、その反対している人たちは、本当に200人もいるはずはないと、名簿を見せてほしいと、自分たちで確認してみると、こういう話が出てくる可能性も十分あります。

(中山宅地課長) 先ほど、私どもが確認することについては、個人情報保護条例上、問題があるということなのですが、各個人が確認することについてまで拒否するものではないということで、自治会を通して「あなたの宗教の情報を千葉市が持っているかどうかの確認をすることはできますよ。」とお知らせしました。すると、お二人の方が確認に来られましたが、この名簿の対象者ではないということが分かりました。詳細はお話しできませんけれども、隠して確認作業は行いました。

(多賀谷委員) それは、要するに自分が載っているかどうかを確認しに来たわけですね。

(中山宅地課長) はい。

(稲垣会長) もうちょっと何かほかの工夫はないのかという、その問題ですよ。

(多賀谷委員) そうですね。

(稲垣会長) この時代にね。基本的にそこから議論が今始まっているわけですけど。

(多賀谷委員) 自分が載っていないということを答えていいのか。

(上蘭宅地課長補佐) 寺院の建築については、居住者のための施設であるために、他の政令市につきましても、ほとんど同じように許可しているのですが、先ほど小川委員からお話がありましたように、信者名簿の信憑性とか、内心の問題とか、色々ありましたので、この審査基準を他の政令市とは違って、その住民からの要望書に変えようじゃないかというふうに、現在検討を始めているところです。ただ、住民からの要望書につきましても、寺院を造ってほしいという要望ですので、それが宗教に関する情報にならないかということについても、事務局と話し合っていて決めていきたいと考えております。

(稲垣会長) 悩ましい問題だと思うんですよ。要するに、いろんな考え方があって、それで、この中でこれしかないんだというのが必要不可欠だと思う。ほかの選択肢が一つもなく、ぽんとこれだけ出てきていて。

(多賀谷委員) 事後報告ですから、しょうがないです。

(稲垣会長) ですから、なかなかこれが一つしかなくて、これが必要不可欠、もっとやり方があるではないのかということが、いきなり思いつくわけではないから、それがちょっと物足りないなという感じなんですね。

(多賀谷委員) 今おっしゃったように、やっぱりちょっと、今回はしょうがないでしょうけども、見直した方がいいような気がしますね。

(稲垣会長) 多賀谷さんがおっしゃったように、この国土交通省の通知のもともとは、さっき、昭和57、8年ごろとおっしゃいましたけれども、大分昔からあるんですよ。それが引き継がれてきて、条文に合わせて変えてきたというだけなんでしょうね。ですから、その間に個人情報保護法というのができてきていますので、今でもいいのかというのは考え直す必要がある時代が来ていると思うんですよ。

これについてはこの程度で終わりでもよろしいですかね。では、一応この程度の議論にして、意見としてはどういうまとめにするかということですがけれども、信者名簿の収集については、なお他の方策はないから、慎重に検討されたいということですかね。

(多賀谷委員) 今後は。

(稲垣会長) 今後はね。これは、いい、悪いと言っているわけではないですけど、他の方策もという御指摘、時代も違うものですから、検討してほしいということと、先ほど間接収集ですね。それもやっぱりちょっと問題があると思うんですよ。せつかく条例でこのように本人収集を原則としていますので、それについても。

(多賀谷委員) さっきおっしゃった提案だったら、本人収集になるわけですよ。個々人にお出ししていただく。要するに、個々人から書いて要望を出していただく。

(稲垣会長) 書いて出してもらおう。要望書なら問題ないですね。

(多賀谷委員) それは本人収集になるわけですよ。

(稲垣会長) 要望書なら本人が承知で出すのですから、問題ないという。



(中山宅地課長) 第三者が見せてほしいというときに見せられるかどうかというのも重要で、我々としても本当は見せたいのです。見せたいけれども、信者名簿に載っている住民が寺院建築に反対する側から責められているという情報も持っているために、これは見せない方がいいだろうということで、信者名簿を一切見せないことにしましたけれども、実際のところ、要望書だったら見せられるのかどうか知りたいところです。それが個人情報なので第三者に見せられないということになると、結局、何をやったって同じになりますから、できれば反対者のためにも見せてあげたいと思います。

(多賀谷委員) いや、それはだめですよ。

(中山宅地課長) その方が反対者の側の理解を得られると思うのですが。

(稲垣会長) いや、その収集の仕方についても、第三者の収集で一応問題なしとしないので、それも検討してほしいと。そんな意見になりますかね。ちょっと文章にはなっていないので、文章には急にはまとまらないですね。文章化については、事務局と私、正副会長とでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。今のような趣旨で。

(異議なし)

(稲垣会長) ありがとうございます。

では、これで終わらせていただきます。

(中山宅地課長) どうもありがとうございました。

## 議事(2) 報告事項

### イ 平成21年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

(稲垣会長) では、次の報告をお願いします。

(安部主査) それでは、続きまして、平成21年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況につきまして、御説明申し上げます。

御説明に使用いたします資料のうち、一つは、本日お配りしております白い4冊ある冊子のうちの一つに、チーバくんの絵の入っている「千葉市の情報公開・個人情報保護運用状況報告書 平成21年度」というものがございます。これをすべて御説明いたしますと、ちょっと時間がございませんので、資料3-2及び資料3-3を使いまして、かいつまんで御説明させていただきます。掛けさせていただきます。

それでは、資料3-2を御覧いただきたいと存じます。

これは平成22年、昨年8月10日に公表したものでございます。1番といたしまして、情報公開条例の施行の状況ということでございます。情報公開を求める開示請求の件数でございますが、この下、表がございまして、表の最初のところに開示請求件数とございます。この表がずっと続いておりまして、恐れ入ります、2ページを御覧いただきたいと存じます。

2ページを御覧いただきまして、表の一番最後の2つ目のところに、計409とございます。平成21年度におきましては、409件の開示請求がございました。この件数といいますのは平年ベースでございます。どういった請求が多いかと申しますと、区画整理等の土地の改変が行われたところにつきまして、地図業者が図面を求めるといった請求が多うございます。

続きまして、(2)のところでございます。不服申立てでございます。アのところ、不

服申立ての件数でございます。これは不開示、開示しないですとか、部分的に開示するという決定を行ったものについて、不服であるとして、全部開示を求めるものでございますが、これは全部で8件ございました。これにつきましての処理状況でございますが、平成21年度中におきましては2件の決定を行っております。決定内容につきましては、実施機関が行った原処分、もともとの処分、市役所が行ったもともとの処分は妥当であるという答申をいただきまして、そのとおりの決定を行っておるところでございます。

それでは、時間の都合で少し飛ばさせていただきます、3ページへ参りたいと存じます。

3ページの下の方に、2番目としまして、個人情報保護条例の施行の状況というのがございます。

まず、(1)個人情報を取り扱っている事務が千葉市においてどの程度あるかということでございます。その下にあります表の一番右の端のところ、平成21年度末現在の事務数というのがございます。恐れ入ります、ページをおめくりいただきまして、4ページでございます。真ん中の辺りに合計といたしまして、1,796の事務におきまして個人情報を取り扱っております。例えば、氏名ですとか、住所ですとか、電話番号ですとか、そういったものを市民の皆さんから集めている事務、これが1,796あるということでございます。

続きまして、(2)のところでございます。個人情報の開示請求の件数ということでございます。これは全部で56件ございました。では、個人情報の開示請求、これはどういったものが多いかといいますと、住民票の発行履歴を求めるもの、これが多うございます。これは、住民票が知らない間に他人に取られたのではないかということに危惧されて、請求されるということがございます。

それでは、次の5ページの方へ参ります。

(3)訂正請求でございますが、これは3件ございました。

続きまして、(5)へ参ります。個人情報に関しましての不服申立てでございます。不服申立ての件数は、合計いたしまして7件ございました。このうち、イの(ア)でございますが、平成21年度中に決定に至ったものが1件ございます。これは市が当初開示したもののよりも、一部分、より多く開示すべきであるという答申に基づきまして決定を行ったものでございます。

続きまして、(7)へ参ります。簡易な手続による開示ということでございます。これはどういうことかといいますと、その下に職員採用選考といったものがございます。それから、市立高等学校の入学者選抜、入試でございます。こういったものにつきましては、その得点であるですとか、順位であるですとか、こういったものにつきまして、わざわざ個人情報の開示請求というものを受けることなく、本人であるということが確認できれば、その場でお知らせするというを行っているということでございます。

この報告がずっと続きまして、最後に7ページへ参ります。

7ページ、最後、3番でございますが、千葉市情報公開・個人情報審議会、当審議会の平成21年度の運営状況ということで、昨年度は1回ございました。今回と同じように年次報告等を行っているということでございます。

続きまして、資料3-3を御覧いただきたいと存じます。

個人情報本人外収集等の報告でございます。

まず、1番目でございますが、栄典ですとか、表彰等の選考、具体的には統計功労者の表彰事務を行うに当たりまして、統計課がその表彰候補者の戸籍抄本ですとか、刑罰の有無ですとか、こういったものを市民課から収集したということでございます。

そして、3番目、各種申請、届出等のところでございますが、これは先ほど宅地課が御報告申し上げた件でございます。

雑駁でございますが、以上でございます。

(稲垣会長) ありがとうございます。

先ほどの議事(2)アで時間をとってしまったので急ぎますけれども、これについて質問等がございましたら。よろしいですね。

### 議事(3) 死者に関する情報の取扱いについて

(稲垣会長) では、次の議題、死者に関する情報の取扱いについて説明をお願いします。

(若菜市政情報室長) それでは、死者に関する情報の取扱いについて、資料4-1及び資料4-2で御説明させていただきます。

まず、資料4-1をごらんください。

上段の枠で囲ってある記載部分でございますが、死者に関する情報の取扱いについての本市の現状と課題を書いております。

個人情報保護条例では、「個人情報」を「生存する個人に関する情報」と定義する一方、情報公開条例では、原則不開示とされる「個人に関する情報」に死亡した個人の情報も加えるなど、両条例における「個人情報」は、必ずしも同一のものではなく、いずれの条例による開示請求があっても、死者に関する情報は原則開示されません。このため、本市が保有する死者に関する情報について、開示、提供を求められた場合、両条例の趣旨を踏まえながら、実施機関が個別に判断しており、案件によっては、その判断に苦慮することもあるような、そういった現状、課題がございます。

死者に関する情報の取扱いについて、今後どのような方針で対応していくべきか、将来、本審議会へ諮問することを含め、現在、調査、検討しておる段階でございますが、本日の趣旨は、まず、委員の皆様にご覧いただきながら、率直な感想、意見をお聞かせいただくこととさせていただきます。

それでは、資料4-2の関係規定もあわせてごらんいただきながら、説明を続けさせていただきます。

まず、4-1の1番の死者に関する情報のとらえ方でございます。冒頭申し上げましたが、個人情報保護条例と情報公開条例では、死者の情報の取扱いが多少異なっております。個人情報保護条例の第2条、資料4-2に抜粋がございますけれども、個人情報を明確に「生存する個人に関する情報」と定義しております。ただし、解釈Aと記載されておりますけれども、死者に関する情報から血縁者等の生存する特定の個人が識別される場合などは、血縁者等自身の個人情報ともなるとしてあります。

一方、情報公開条例の第7条第2号、資料4-2の2ページになりますけれども、情報公開条例の2号では、公文書開示請求があった場合、開示義務が発生しますが、その例外として個人に関する情報、特定の個人を識別することができる情報については不開示とす

る規定になっておりまして、運用によって、「個人に関する情報」の「個人」というのは、死亡した個人も含まれるというふうなことになっております。こういったとらえ方に多少の違いがあるということでございます。

続きまして、2番目の開示請求でございますが、(1)の自己に関する個人情報の開示請求は、個人情報保護条例第13条によって、何人も請求することができるとされておりまして、つまり、生存する個人に開示請求権が保障されているということになります。そして、先ほど申し上げましたが、解釈Aの場合、死者に関する情報であっても、血縁者等自身の個人情報ともなるために、血縁者等自身が開示請求ができるというふうなことになります。

一方、(2)公文書開示請求については、市が保有する公文書の開示につきましては、何人も請求権を認めておりますが、さきに触れましたとおり、個人に関する情報は原則不開示となっております、その中に死者に関する情報も含まれております。

以上、整理いたしますと、資料4-2の2ページの下段の整理表をごらんいただきまして、個人情報保護条例では、原則、死者の情報は見られず、生存する個人は見られる。情報公開条例ではいずれも見られないというような、不開示になるというふうなことで整理されます。

さらに、資料4-1に戻っていただきまして、3番目の情報提供でございます。千葉市の実施機関が独自に要綱等を制定して、情報提供を行っている例を3つほど掲げてございます。

(1)の診療記録でございますが、本市には青葉病院と海浜病院の2つの市立病院がありまして、受診された方の個人情報を保有していることとなりますけれども、そういったものにつきまして、資料4-2の3ページでございますが、「両市立病院における診療情報の提供に関する要綱」というものを規定しておりまして、それによって患者本人が死亡した場合の患者の父母、配偶者、子またはこれに準ずる者に、診療情報の提供の申出をすることができるというふうにしておりまして、3ページの第3条のところに書いておりまして、3条の5のところですが、書いてございます。

2番目にまた戻っていただきまして、介護保険関係の文書でございますが、資料4-2の7ページのとおり、「要介護認定等に係る個人情報の開示に関する要綱」というものがありまして、それによって、被保険者の委任があれば、当該被保険者に関する個人情報の開示の申出が、その被保険者の家族にもできるとしております。ただし、これは生存する被保険者に限られておるところでございます。

なお、死亡した被保険者の要介護認定に関する関係書については、過去に遺族から求められたケースもございまして、先ほど説明いたしました解釈Aに当たる場合として、個人情報保護条例によって開示請求を受付、開示しておる実績がございます。

このときは、相続に係る訴訟の争点が遺言書の効力に関するものであったために、その事実を原告準備書面や死亡した被保険者と開示請求を行ったものとの関係がわかる戸籍謄本などによって確認して対応したところがございます。

最後に、3番目に、事故や火災等の被害報告書についてでございますが、資料4-2の9ページをごらんいただき、「個人情報の提供に関する指針」、これは抜粋でございますが、千葉市の消防局が作成してございますが、これによって案件ごとに個別に判断して、

報告書に記載された「医療機関名」や「その所在地」を口頭で提供しておるといふうなことでございます。

以上、ちょっと走った説明でございますが、死者に関する情報の取扱いについて、現状と課題を御説明いたしました。今回は諮問により審議会の意見をいただくというものではございませんで、繰り返しますけれども、このような現状があって、委員皆様方の率直な御感想、御意見をお聞かせいただければという趣旨でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(稲垣会長) どうもありがとうございました。何か御意見はありますか。

(多賀谷委員) 亡くなっている方は、自分で請求するということはできないというのは当然なわけですが、そして、請求することはできなくて、したがって、家族はその代理をするということできないわけですが、他面、要するに、亡くなっている方の情報も個人情報として秘密とするという守秘の方には当然入ってくるという、多分そういうことになる。一応はそういう感じで切り分けをするのだらうと思うのですが、悩ましいのは、要するに、その死者の情報であっても、同時に生存する個人の情報であるという場合に、恐らく、なぜ生存する個人の情報であるかということについて、さっきおっしゃったように、保険関係の情報、保険請求等、何らかの理由が多分入ってくると思うので、一律にはなかなか分けることはできないだらうと。

それから、もう一つは、要するに、かつて、たしか千葉市でもあった例のように、特に亡くなった方が精神的な病であったような場合に、その診療の判断が、お医者さんによる判断が入っているときに、また微妙な問題が出てくるのではないかと思います。

(稲垣会長) 時間がないから、まとまった意見を皆さんが言う暇はないので、ただ、死者に関する情報も整理しなければいけない。これを読んでいても、まだちょっとわかりにくいと思うのですが、今、先生がおっしゃったように、生存者が自分の利害の関係で何か必要がある、その場合に請求するということなんだそうですけれど、そのときに、全然見られないというのでは話にならないということで、だから、そういう利害の関係がある問題とか、何か場面で切り分けて整理する必要があるのかなという感じがするのですが、これは時間がないから、追って皆さん研究してということですかね。これはもう連続会議ではないから、来年というのはみんな忘れてしまいますよね。どうしますか。

(若菜市政情報室長) 市では、多くの個人情報を有しておりまして、ある方がお亡くなりになった場合、その方の情報を知りたいというケースがいろいろありまして、今までは個別に判断して、課題というのは、やはり判断に時間を要してしまうという部分がございます。ですので、まだいろいろなケースがあり過ぎて、その整理もちょっとできていないという状況でございますので、あくまでも、現在、研究段階でございますので、それがまとまった段階で、また今後、審議会等に御意見を聞くような形で進めていきたいと思っております。

皆さん、今、御発言がなくても、お気づきの点がございましたら、いつでも市政情報室等に御意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(稲垣会長) それでは、今日はこれで終わりにしたいと思います。また、よろしくお願いたします。

### (3) その他

(稲垣会長) 事務局で、何かほかにありますか。

(若菜市政情報室長) 本日の議事録の確定方法ですが、後日、事務局で議事録案を作成いたしまして、委員の皆様にお送りし、御意見をちょうだいし、修正いたしまして、最終的な確定につきましては、会長さんに一任するというので、いかがでしょうか。

(異議なし)

(若菜市政情報室長) ありがとうございます。

(今井総務局長) 本日は、長時間にわたりまして慎重に御審議いただき、本当にありがとうございました。

皆様方には、去年の4月から委員をお願いさせていただいて、第1回目、去年もそうですが、1回で終わっているわけでございますけれども、本当に慎重な御審議をいただきまして、本当にありがとうございました。大変お疲れさまでした。

(稲垣会長) では、どうもお疲れさまでございました。

——了——